

社団法人横浜市工業会連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人横浜市工業会連合会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を神奈川県横浜市中区山下町2番地に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域工業会が連携を図り、工業及びこれに関連する産業に携わるものの総意を結集することにより、その存立基盤の強化を推進するとともに横浜市における産業の一層の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 工業及びこれに関連する産業に関する調査、研究及び政策提言
- (2) 地域工業の活性化を図るための事業
- (3) 産業振興施設の管理運営に関する事業
- (4) 企業の経営合理化、技術力向上、労務改善等を図るための事業
- (5) 産業立地基盤整備促進等、良好な生産環境を確保するための事業
- (6) 各種情報提供事業
- (7) 行政、各種経済団体との情報交換、意見交流を図る事業
- (8) 従業員等の福利厚生の充実を図るための事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、横浜市の行政区を基準に組織された地域工業会で本会の目的に賛同して入会したものである。

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員たる地域工業会が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 5人以上7人以内

(3) 専務理事 1人

(4) 理 事 (会長、副会長及び専務理事を含む。)
27人以上33人以内

(5) 監 事 2人

(役員の選任)

第 12 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項第 2 号」とあるのは「第 15 条第 1 項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問、相談役、参与等)

第 16 条 本会に、顧問、相談役及び参与その他の役職を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与その他の役職者は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問、相談役及び参与その他の役職に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人その他職員若干名を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の同意を得て任免する。

4 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成等)

第18条 本会の総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、少なくとも開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 23 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席会員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日々の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 33 条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第 34 条 第 26 条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と、「出席会員の数」とあるのは「出席理事の氏名」と、「出席会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 35 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 36 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の前日までに総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第 39 条 本会の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 箇月以内に総会の承認を得なければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散の及び残余財産の処分)

第 41 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、本会と類似の目的をもつ他の法人に寄附する。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 42 条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 本会の設立当初の役員は、第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、第 1 4 条第 1 項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 6 3 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第 3 7 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 6 2 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 3 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この定款は、平成 1 8 年 5 月 8 日から施行する。
- 5 この定款は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。